

<会員各位>

日本水道協会 水道賠償責任保険

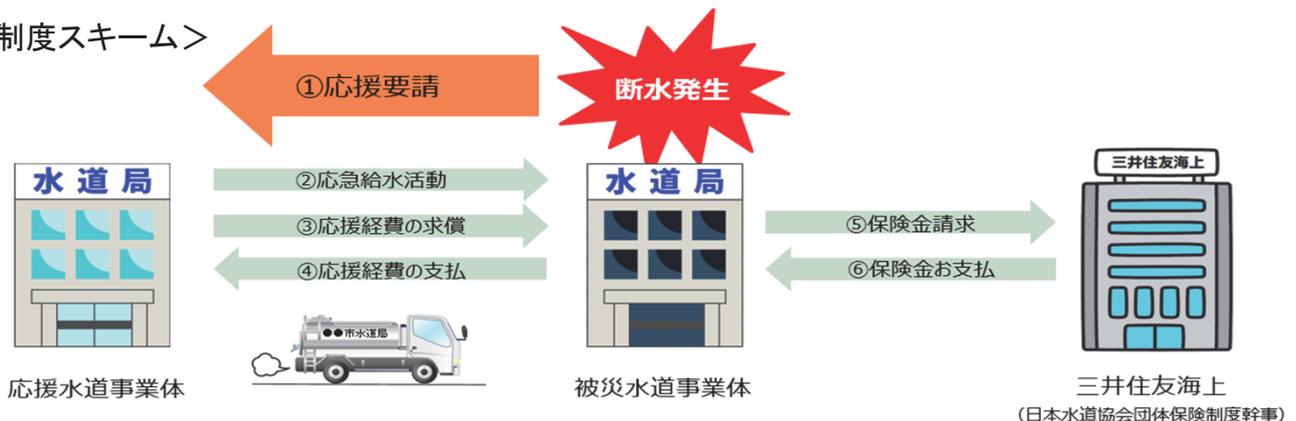
業界初！

応急給水活動費用保険を追加します



- 自然災害や突発事故等による断水発生時に、被災事業体は給水車を一刻も早く必要としているにもかかわらず、費用負担を懸念し、応援要請を躊躇して対応が遅れる事例が見受けられます。
- 令和7年4月より「**応急給水活動費用保険**」を「**水道賠償責任保険**」に自動付帯致します。
- 被災事業体が応急給水活動のため応援事業体へ要請を行ったことにより発生する費用を保険金としてお支払いします。（災害救助法適用の場合を除く）
- 現地における応援隊の作業待機や派遣の取りやめに伴って生じた**宿泊費等の活動経費**についても補償致します。

<制度スキーム>



## ◆応急給水活動費用保険の概要

### (1) 保険の対象となる事故

保険期間中に、下記①または②のいずれかに掲げる事由が生じ、被保険者が、被保険者以外の水道事業者に対して応援要請を行うこと

- ①被保険者が、水道法第15条（給水義務）第2項に定められる「災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合」に該当する事由により、同条に定められる給水義務を果たせなくなる事
- ②被保険者が、「供給する水が人の健康を害するおそれ」の発生により、水道法第23条（給水の緊急停止）第1項に定められる措置を講じること

### (2) 保険の対象となる費用

- ①人件費等（超過勤務手当、深夜勤務手当、特殊勤務手当、旅費等）
- ②車両・機材等の費用（ガソリン・軽油等燃料費、修理費、賃借料、輸送料）
- ③滞在費用（弁当等食料費、宿泊費、仮設ハウス設置費用）
- ④その他事務費（作業用消耗品、通信費、コピー代、地図等）等、  
「地震等緊急時対応の手引き」表6-1に定める受援水道事業者が負担する  
応急給水活動に係る費用
- ⑤現地における応援隊の作業待機や派遣の取りやめに伴って生じた宿泊費等の活動経費（災害救助法適用の場合も含む）

### (3) 保険料・支払限度額

1被保険者あたり 1事故・期間中限度額	30万円 (自動付帯)	100万円 (任意選択)	300万円 (任意選択)
年間保険料 (総延長1kmあたり)	20円	67円	200円

※支払限度額30万円を水道賠償責任保険に自動付帯

## ◆スケジュール

令和6年9月 制度リリース（団体制度概要書の送付）

令和7年2月 募集案内発送

令和7年4月 補償開始

●契約者・問い合わせ先：  
公益社団法人日本水道協会  
調査部調査課  
住所：〒102-0074  
東京都千代田区九段南4-8-9  
TEL：03-3264-2359

●代理店・扱者：  
株式会社協友  
住所：〒102-0074  
東京都千代田区九段南4-8-9  
日本水道会館3階  
TEL：03-3264-4635